○関東地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百四十七号立川都市計画緑地事業第五号東大和緑地

三　事業施行期間　自平成七年十一月二十二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千九百三号日野都市計画公園事業第八・六・一号七生公園

三　事業施行期間　自平成二年十一月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千八百三十六号多摩都市計画公園事業第九・六・一号桜ヶ丘公園

三　事業施行期間　自平成三年十月三十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大町市八坂字野平中二五三一一番一から同市八坂字野平中二五三一七番まで	前	一〇・四八～一二・六六メートル	〇〇・〇四三キロメートル
	後	一〇・四八～二六・七二メートル	〇〇・〇四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　春日部市倉常字五ヶ村四六八番一から幸手市大字上宇和田字流作六三一番六九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十六日

○関東地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　茨城県猿島郡五霞町大字幸主字幸館三〇一番から古河市久能字東沼一六二二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十六日

○北陸地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市六日町字西裏三九二番三から同市六日町字河原崎一八〇番二五まで	前	一八・九八～一八・九九メートル	〇〇・〇九七キロメートル
	後	一八・九八～二八・三一メートル	〇〇・〇九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日　北陸地方整備局長　野田　徹